

主な内容

- 2～5面  
・一般質問  
・常任委員会審査報告  
・特別委員会中間報告  
6面  
・議決結果一覧  
・陳情



▲下水道課の職員によるマンホールの点検作業

## 令和元年第4回定例会 府中市下水道事業の設置等に関する条例など 12議案を審議

今定例会で市長から、「府中市下水道事業の設置等に関する条例」についての議案が提出されました。

この議案は、下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため、条例を制定するものです。

主な内容として、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令に基づき、下水道事業の設置等については、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、市に下水道事業を設置するもので、下水道事業に設ける特別会計は下水道事業会計と称していただきます。また、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならぬ場合は、賠償額が10万円以上と規定しています。

建設環境委員会で審査され、質疑に対し、「公営企業法の適用に当たり、法の全てを適用して新たに組織を立ち上げるものではなく、現在の組織構成や事務処理を変えずに移行可能な財務規定の一部を適用することとしている」「財務規定を適用した場合、会計方式が複式簿記に移行し、民間企業と同じような損益計算書や貸借対照表、キャッシュフロー計算書などを作成する公営企業会計を導入するこ

とになる」「賠償責任については、施設等の管理を行うに当たり、車両を使用することから、車両等の事故や専用の工具等の破損などが想定される」「公営企業を導入する理由については、平成27年に人口3万人以上の自治体に対して行われた国からの公営企業の適用の要請に基づき、令和2年4月から公営企業に移行する」等の答弁がありました。

委員から、「この条例を制定することで、自治体の定めにより、議会の同意等の対応が丁寧に行えるようになる」と理解した。今後も透明性等の向上も期待し、引き続き下水道事業の安定のためにも、しっかりと取り組んでいただくことをお願いし、本案に賛成する」「市の下水道の施設自体の老朽化という部分の対応も踏まえ、今どのような資産があり、どのように対処していかなくてはならないかとい

う観点も考えると、会計の面から『見える化』していくというところは評価したいと思う。また、公営企業法は独立採算制を原則としていると思うが、その点からも職員の経営意識の向上を図っていくことも狙いの一つだと考えるため、本案に賛成する」等の意見がありました。

審査の結果、本案については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定し、最終日の本会議において、建設環境委員会委員長から審査報告があり、審議の結果、全会一致で可決されました。

### 人事議案

定例会最終日の本会議に、市長から人権擁護委員候補者の推薦の同意を求むる議案が提出され、次の方が同意されました。

■人権擁護委員候補者  
藤倉 正道 氏(66歳)

### 定例会日誌

(次の日程で開催しました)

- <12月>  
2日 本会議(委員会付託等)  
3日 " (一般質問)  
4日 " ( " )  
5日 総務委員会  
6日 文教委員会  
9日 厚生委員会  
10日 建設環境委員会  
11日 基地等跡地対策特別委員会  
議会運営委員会  
12日 市庁舎建設特別委員会  
13日 学校施設老朽化対策特別委員会  
17日 議会運営委員会  
本会議(常任・特別委員会審査報告等)  
総務委員会